

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
（宛先） 京都府知事		令和 5 年 9 月 27 日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）					
京都市南区上鳥羽鉾立町11番地1		任天堂株式会社 代表取締役社長 古川 俊太郎 電話番号：075-662-9600					
主たる業種	家庭用レジャー機器の製造販売	細分類番号	3 2 5 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	主要エネルギーである電力使用量の削減、廃棄物の発生抑制と再資源化の推進および、CO2排出量削減に向けた省エネ活動の推進						
計画を推進するための体制	上記基本方針に基づき、総務部において省エネ推進に係る計画の策定・進捗状況の把握を行っている。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2～4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,599.4 トン	4,599.7 トン	3,679.8 トン	3,679.8 トン	-13.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,330.1 トン	4,557.1 トン	2,336.3 トン	2,336.3 トン	-29.0 パーセント	
	目標の根拠	社内の省エネルギーガイドラインの遵守で、エネルギー消費原単位を年平均1%以上改善することを目標としている。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (総労働時間：万時間)	8.59	8.59	6.87	6.87	-13.35 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
		原単位の指標及び目標の根拠	社内の省エネルギーガイドラインの遵守で、エネルギー消費原単位を年平均1%以上改善することを目標としている。				
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		25 パーセント	25 パーセント	25 パーセント	25 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	ソーラー照明への改修（駐輪場・外灯）					
	令和6年度	ソーラー照明への改修（駐輪場・外灯）					
	令和7年度	ソーラー照明への改修（駐輪場・外灯）					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	公共交通機関を利用					
	上記の措置を採用する理由	環境および省エネ性に優れ、通勤途上災害の抑制が可能のため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	42.6 トン	42.6 トン	42.6 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	1,300.9 トン	1,300.9 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
合 計	42.6 トン	1,343.5 トン	1,343.5 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	すべての生産パートナーに対して任天堂CSR 調達ガイドラインに沿った運用の協力を依頼している。本ガイドラインでは「資源・エネルギーの有効利用」や「温室効果ガスの排出量削減および削減量の把握」等を謳っている。						
特記事項	特になし						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。